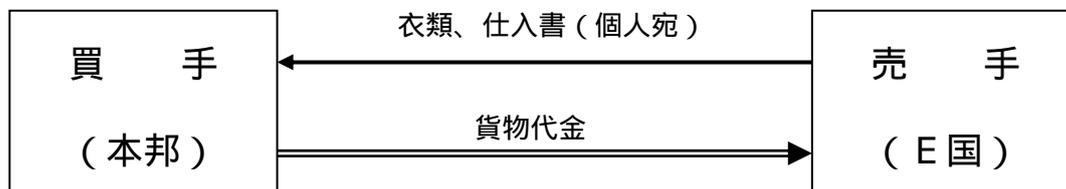


5. 個人的な使用に供するため通信販売により輸入する貨物の課税価格



【照会要旨】

私（買手）は、日常生活で個人的に使用するための衣類1着を、E国に所在するブランドの小売店（売手）のホームページを通じ通信販売により運賃込みの価格で購入（輸入）します。

この商品（貨物）の請求書（仕入書）には、衣類の価格と衣類の日本までの運賃が別に記載されており、私はその合計額を支払いました。この貨物の輸入（納税）申告を私自身で行いますが、課税価格をどのように計算すればよいですか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴方が輸入する貨物は、その輸入取引が小売取引の段階によるものと認められ、かつ、輸入者である貴方の個人的な使用に供されると認められることから、その課税価格は、その貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格となります。

なお、輸入貨物に係る運賃の額が仕入書等により輸入貨物本体の価格と明確に区別されている場合、その運賃を課税価格に算入する必要はありません。

（理由）

輸入取引が小売取引の段階によるものと認められる貨物で、その輸入者の個人的な使用に供されると認められるものであるときは、その輸入貨物の課税価格は、その小売取引における価格によることなく、その貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格によることとされています。

上記の取引において、貴方（買手）が個人名義により輸入する貨物は、小売店（売手）のホームページを通じ購入されているものであることから、その取引は小売取引の段階によるものと認められます。

また、この貨物は、貴方が日常生活で使用するために輸入するものであることから、輸入者の個人的な使用に供されるものと認められます。（なお、使用目的等によっては個人的な使用とは認められない場合がありますので留意してください。具体的には、「航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例（関税定率法第4条の6関係）1.業務用貨物を個人名義で輸入する場合の課税価格」をご参照ください。）

よって、関税定率法第4条の6第2項に定める輸入貨物に係る課税価格の決定の特例を適用して、その貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格により、その貨物の課税価格を計算することができます。

そして、「貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格」とは、本邦の卸売業者が一般的に本邦における再販売等の商業目的のためにその貨物と同種の貨物を外国において卸取引の段階で購入するとした場合の価格（海外小売価格×0.6）とされています。

この「海外小売価格」とは、原則として輸入者がその貨物を取得する際、実際に支払った価格をいい、これに運賃が含まれている場合において、その輸入貨物本体の価格とその輸入貨物に係る運賃の額が仕入書等により明確に区別されていることが確認できる場合には、運賃の額を除いた価格となりますが、輸入貨物本体とその運賃の額が区別できない場合には、運賃込みの価格が「海外小売価格」となります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、第4条の6第2項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、4の6-2

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）